

○防衛省告示第百七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和七年四月二十五日次のとおり決定された。

令和七年四月二十八日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名       | 所在地名 | 所有関係 | 摘                          | 要               |
|------|-----------|------|------|----------------------------|-----------------|
| 六〇〇九 | キャンプ・シュワブ | 名護市  | 国有   | 建物…約一二、〇〇〇平方メートル<br>工作物…門等 | 複合売店等として追加提供する。 |